

地元の皆様にあんしんを届けたい！  
知多の税理士による

# 知多あんしん通信



Vol. 18  
2024年7月号

## 代表からのご挨拶

暑い日々が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。  
今回は「相続放棄」に関する内容をお届けさせていただきます。  
何もしなければ亡くなった方の財産を受け継ぐ相続ですが、  
相続をしないことのメリットが実はあることをご存知でしょうか。  
相続放棄には期限があります。いざ相続があったとき、「知らぬ間に  
相続放棄ができなかった」と、ならないよう対策していきましょう！



### 相続相談会（初回無料）実施中



### 事務所開催・相続相談会（初回無料）

このようなご不安がございましたら、この機会に、ぜひ一度ご相談ください！

- ・先延ばしにしていた、相続手続きがある（不動産名義変更等）
- ・相続税申告が必要かどうか判断できない
- ・贈与と相続どちらが節税できるか知りたい
- ・贈与以外の選択肢が知りたい
- ・相続税対策を実施したい（遺言・贈与・民事信託）
- ・財産管理者の認知症が心配だ

### 相続相談会開催予定

2024年8月31日（土）～9月6日（金）  
相続の無料相談会を開催！

【開催場所】

平日：しょうむら法務事務所様（〒479-0837  
愛知県常滑市新開町3-169）

土日：税理士事務所葵パートナーズ知多事務所  
（〒478-0065愛知県知多市新知東町2丁目  
27-14）



## 知多・東海相続サポートセンター

知多事務所：〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所：〒460-0024 愛知県名古屋市中区正木3-13-17

BPRレジデンス金山 1F

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00~18:00

0120-758-260



相続専門ホームページはこちら！

◀ ◀ ◀ ホームページQRコード

知多 相続税

検索



# 相続放棄を活用しましょう！

負の相続財産がある際には、相続放棄は非常に有効です。一方で、注意すべき点もあります。今回は、相続放棄をより有効に活用するためにポイントを解説します。

## 相続放棄とは？

相続放棄とは、相続人が故人からの全ての財産の相続を放棄する法的な手続きです。相続放棄を行うと、その人が最初から相続人ではなかったかのように扱われ、故人の財産に対する権利だけでなく、負債からも解放されます。ただし、相続放棄するにはいくつかの条件があります。

例えば、相続放棄は相続発生の知らせを受けてから3ヶ月以内に家庭裁判所に手続きを行う必要があります。また、相続放棄をした場合は、その相続人が受け取るはずだった財産は次の相続人に移るため、家族や関係者にその意志を明確に伝えることが重要です。

## 相続放棄のポイント

ここでは、相続放棄のメリット、デメリット、活用の際の注意点について解説します。

### ①相続放棄のメリット

相続放棄の最大のメリットは、負債からの解放です。故人が残した借金や未払いの税金などの負債を相続するリスクを回避できます。これにより、個人の財産やクレジットが保護され、経済的な負担を避けることが可能となります。

### ②相続放棄のデメリット

一方で、相続放棄にはデメリットも存在します。相続放棄を行うと、故人からの財産だけでなく、価値のある遺産も受け取る権利を失います。また、放棄は不可逆的であり、一度放棄を決定して法的な手続きを完了すると、後になって状況が変わったとしても撤回することはできません。

### ③相続放棄の際に注意すべきこと

相続放棄をする場合、特に注意すべきは期限内に手続きを行うことです。相続の開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければならず、この期限を逃すと放棄する権利を失います。また、相続放棄は全財産に対して一括で行われるため、部分的な放棄は認められていません。相続放棄を考えている場合は、故人の財産だけでなく、負債の全体像を正確に把握することが重要です。

## 相続放棄をお考えの方はご相談を

相続放棄は重要な法的な手続きであり、負債だけでなく財産の放棄も意味します。この決断は専門家と相談しながら進めることが重要です。適切なアドバイスを受けることで、間違いを避け、スムーズな手続きが可能となります。相続の状況に応じた適切な判断を行うためにも、専門家への相談をお勧めします。

相続放棄をお考えの方は、是非当事務所にご相談ください。相続に強い税理士が対応します！

## 知多・東海相続サポートセンター

知多事務所：〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所：〒460-0024 愛知県名古屋市中区正木3-13-17

BPRレジデンス金山 1F

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00~18:00

 **0120-758-260**



相続専門ホームページはこちら！

◀ ◀ ◀ ホームページQRコード

知多 相続税 検索